

平成 27年 4月 認可審査施設および利用定員数

1 認可保育所

| No. | 施設名 | 認可 定員 | 利用定員 | | | |
|-----|--------|----------|----------|----------|------|----|
| | | | 1号 認定 | 2号 認定 | 3号認定 | |
| | | | | | 1/2歳 | 0歳 |
| 1 | みつば保育園 | 40 | | 19 | 14 | 7 |

2 幼保連携型認定こども園

| No. | 施設名 | 認可 定員 | 利用定員 | | | |
|-----|-----------------|----------|----------|----------|------|----|
| | | | 1号 認定 | 2号 認定 | 3号認定 | |
| | | | | | 1/2歳 | 0歳 |
| 1 | あおぞら幼保連携型認定こども園 | 135 | 15 | 60 | 40 | 20 |

保育所 認可審査

施設名：みつば保育園
 法人名：社会福祉法人 こばと保育園
 代表者名：理事長 工藤一紘
 所在地：秋田市保戸野八丁910-1
 事業開始：平成27年4月1日

| 項目 | 着眼点 (主な具体的内容) | 評価 | コメント |
|------------------|---|-------|---------------------|
| 1 設備の基準 | | | |
| | (1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第34条) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理室、医務室、便所および屋外遊技場が設けられているか。 医務室は事務室等の一角でも差し支えない。 屋外遊技場は保育所付近にある公園等でも差しつかえない。 | (適)・否 | 必要な設備を有している。 |
| | (2) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室および屋外遊技場は必要な面積を満たしているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第34条) 乳児室は2歳未満児1人あたり1.65㎡以上 ほふく室は2才未満児1人あたり3.3㎡以上 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上 屋外遊技場は2歳以上児1人あたり3.3㎡以上 | (適)・否 | 必要な面積を満たしている。 |
| | (3) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第34条) 児童用椅子・机、絵本、おもちゃ等 | (適)・否 | 積み木、絵本等が備えられている。 |
| 2 職員 | | | |
| | (1) 必要な資格を有する職員が配置されているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条) 保育士、嘱託医および調理員が配置されているか。 | (適)・否 | 配置されている。 |
| | (2) 保育士は、入所児童数に対して必要な人数を満たしているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条) 0歳児3人につき保育士1人 1、2歳児6人につき保育士1人 3歳児20人につき保育士1人 4、5歳児30人につき保育士1人 | (適)・否 | 必要数を満たしている。 |
| 3 保育時間 | | | |
| | (1) 保育時間は適切か。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第37条) 通常の保育は原則8時間。保護者の労働時間や家庭の事情等を考慮し、保育所の長がこれを決定する。 | (適)・否 | 適切である。 |
| 4 保育の内容 | | | |
| | (1) 保育の内容は適切か。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第38条) 厚生労働省が定める保育指針等に基づいているか。 | (適)・否 | 保育指針等に基づき適切に行われている。 |
| 5 保護者との連絡 | | | |
| | (1) 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第39条) 毎日連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。 | (適)・否 | 適切に行われている。 |

| 項目 | 着眼点 (主な具体的内容) | 評価 | コメント |
|----------------|--|------|-------------------------------|
| 6 衛生管理等 | | | |
| | (1) 設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努めているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第14条) | ○適・否 | 適切に行われている。 |
| | (2) 感染症が発生又はまん延しないよう衛生的な管理に努めているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第14条) 感染症対策マニュアルは整備しているか。トイレ等で共用タオルを使用していないか。 | ○適・否 | 適切に行われている。 |
| | (3) 必要な医薬品を備え付け、管理しているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第14条) 応急処置用の医薬品は備え付けているか。 やむを得ず与薬する場合は、必ず保護者から依頼を受けて行っているか。 | ○適・否 | 適切に行われている。 |
| 7 食事 | | | |
| | (1) 当該施設の調理室で調理しているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第15条) | ○適・否 | 園内で調理を行っている。 |
| | (2) 児童の健全な発育に必要な栄養を含有しているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第15条) 献立の作成は、栄養士の資格を有する者が行っているか。 | ○適・否 | 栄養士が献立を作成している。 |
| | (3) 入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第15条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。 | ○適・否 | 国が定めるガイドライン等により対応している。 |
| | (4) 調理は献立に基づいているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第15条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。 | ○適・否 | 毎月作成する献立に基づき調理。献立は保護者に周知している。 |
| 8 健康管理 | | | |
| | (1) 入所児童の健康診断を年2回行っているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第16条) | ○適・否 | 年2回実施している |
| | (2) 調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第16条) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。 | ○適・否 | 毎月実施している。 |
| 9 定員 | | | |
| | (1) 定員は20人以上であるか (児童福祉法第39条第1号) | ○適・否 | 40名であり適切である。 |
| 10 運営実績 | | | |
| | (1) 認可を受けようとする者は、保育所運営の実績を有しているか。 | ○適・否 | 昭和52年から認可保育所を運営している。 |

幼保連携型認定こども園 認可審査

施設名 : あおぞら幼保連携型認定こども園
 法人名 : 社会福祉法人 雄仁会
 代表者名 : 理事長 上村清一
 所在地 : 秋田市仁井田字仲谷地 28番地
 事業開始 : 平成 27年 4月 1日

| 審査項目 (具体的な内容) | 評価 | 特記事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------|---------------------|--------------------|-----------------------|--|--|------|--|--------------|----------|--|--|----------|---------------------|--|----------|---------------------|--|---------|---------------|
| 1 設備の基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 必要な設備が設けられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条) 園舎および園庭を備えているか。 園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い用設備および足洗用設備が設けられているか。 園舎および園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。 | (適) ・ 否 | 必要な設備を有している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 園舎・園庭は必要な面積を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 条、12 条、附則 5、6、11) 園舎 : 学級 180㎡、2 学級以上 320+ 100× 学級数 - 2) 乳児室 : 1.65㎡ × 満 2 歳未満の園児のうちほふくしない子の人数 ほふく室 : 3.3㎡ × 満 2 歳未満の園児のうちほふくする子の人数 保育室又は遊戯室 : 1.98㎡ × 満 2 歳以上の園児数 園庭 : <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td colspan="2">A 保育所基準</td> <td>2 歳以上児数 × 3.3㎡ / 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">B 2 歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 歳児</td> <td>2 歳児数 × 3.3㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 ~ 5 歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 2 学級以下</td> <td colspan="2">330+ 30× (学級数 - 1)㎡</td> </tr> <tr> <td>・ 3 学級以上</td> <td colspan="2">400+ 80× (学級数 - 3)㎡</td> </tr> </table> A又はBいずれか大きい方 | A 保育所基準 | | 2 歳以上児数 × 3.3㎡ / 人 | B 2 歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準 | | | 2 歳児 | | 2 歳児数 × 3.3㎡ | 3 ~ 5 歳児 | | | ・ 2 学級以下 | 330+ 30× (学級数 - 1)㎡ | | ・ 3 学級以上 | 400+ 80× (学級数 - 3)㎡ | | (適) ・ 否 | 必要な面積を満たしている。 |
| A 保育所基準 | | 2 歳以上児数 × 3.3㎡ / 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B 2 歳児 × 3.3㎡ + 幼稚園基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 歳児 | | 2 歳児数 × 3.3㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 ~ 5 歳児 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 2 学級以下 | 330+ 30× (学級数 - 1)㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 3 学級以上 | 400+ 80× (学級数 - 3)㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 園には必要な用具が備えられているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条) 教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具・教具。 | (適) ・ 否 | 積み木、絵本等が備えられている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 職員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 教育および保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条) 0 歳児 3 : 1、1、2 歳児 6 : 1、3 歳児 20 : 1、4 歳以上児 : 30 : 1。 | (適) ・ 否 | 必要数を満たしている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 必要な職員が配置されているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条) 園長、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭、調理員が配置されているか。 | (適) ・ 否 | 配置されている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 土地・建物の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 事業に必要な土地や建物は確保されているか。 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 賃料は適正な額であるか。 | (適) ・ 否 | 自己所有。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 保育室が 2 階以上にある場合、必要な設備は整っているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条、別表) | (適) ・ 否 | 避難用滑り台等必要な設備は整っている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 審査項目 (具体的な内容) | 評価 | 特記事項 |
|--|-----|--|
| 4 教育および保育時間 | | |
| (1)教育および保育を行う期間および時間は適切か。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条) 教育週数は39週以上であるか。 教育時間は1日あたり4時間か。 保育を必要とする子どもの教育および保育時間は1日8時間以上か。 | ◎・否 | 期間、時間とも適切である。 教育・保育要領は、県の指導を受けながら年度内に作成する予定である。 |
| 5 運営規程 | | |
| (1)施設の運営についての重要事項に関する規定は整備されているか。 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条) | ◎・否 | 園則に規定している。 |
| 6 食事 | | |
| (1)園内で調理しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) | ◎・否 | 園内で調理を行っている。 |
| (2)児童の健全な発育に必要な栄養を含有する献立となっているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) | ◎・否 | 栄養士を2名配置し献立を作成している。 |
| (3)入所児童の身体的状況や嗜好を考慮しているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) アレルギーを持つ児童を把握しているか。 上記の児童に対しては代替食又は除去食により対応しているか。 | ◎・否 | 国が定めるガイドライン、園で作成したマニュアルにより対応している。 |
| (4)調理は献立に基づいているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条) 献立は毎月作成しているか。 献立を保護者に配付又は園内に掲示することにより周知しているか。 | ◎・否 | 毎月作成する献立に基づき調理。献立は保護者に周知している。 |
| 7 保護者との連絡 | | |
| (1)保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、理解および協力を得るよう努めているか。 秋田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条) 連絡帳等によるやりとりを行っているか。 園だより、献立等を掲示、配付等しているか。 | ◎・否 | 現在も連絡帳を使用しておりそれを活用する。 |
| 8 健康管理 | | |
| (1)調理を行う職員について緻密な注意を払っているか。 児童福祉施設最低基準第12条第2項) 調理を行う職員について、毎月検便を行っているか。 | ◎・否 | 毎月実施している。 |